

個別占用案件のカルテ（許可更新）

【審議案件】

- 緑地広場（尼崎市）
- 下加茂公園（川西市）
- 猪名川第1・第2運動公園（伊丹市）

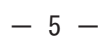
個別占用案件のカルテ（許可更新）

緑地広場（尼崎市）

■ 報告案件用のカルテ

1.件名	緑地広場 [尼崎市]		
2.今回申請種別	報告案件		
3.概要	距離標位置：藻川右岸 0. 8 k + 1 1 5 m 目的：公園（緑地広場） 占用面積：58.87 m ² 工作物：門扉 1 箇所、生垣 H = 1. 0 m、桜 3 本		
4.許可の経緯	<当初許可> 昭和61年4月25日 <前回更新許可> 平成22年3月15日 <許可期限> 平成27年3月31日		
5.現況写真	（河川や堤防との位置関係） 別紙のとおり （施設内の状況） 別紙のとおり	7.保全利用 委員会による 参考意見	
6.河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)		8.処理	

<補足> ・ A4 横書き 1 枚程度 ・ 処理フロー図の河川管理者から委員会への**報告**の時点で左半分まで記載済み（1.～5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成
 ・ 処理フロー図の委員会から河川管理者への**参考意見**の時点で 7.が埋まる ・ 事後に河川管理者が 8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存







取り組み状況報告書 緑地広場（尼崎市）

【更新時：申請者用】

委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
環境に影響を与えるおそれのある外来種を植栽している、あるいは外来種が生育している場合には伐採をお願いしたい。また、植栽する場合には、河川にふさわしい樹種を植栽することが望ましい。 （H22.2.18 更新審議時の委員会意見）	外来種については、発見次第伐採を行っている。基本的に植栽は行っていない。	
次回、更新時には植栽の種類等の状況について報告願いたい。 （H22.2.18 更新審議時の委員会意見）	植栽は桜3本である。	
外来種の種類等の調査について、是非とも進めていただきたい。 （H25.2.15 中間報告時の委員会意見）	調査した結果、外来種は生息していなかった。	

個別占用案件のカルテ（許可更新）

下加茂公園（川西市）

■ 報告案件用のカルテ

1.件名	下加茂公園		
2.今回申請種別	報告案件		
3.概要	距離標位置：右岸 9.6K + 180m～9.8K + 100m附近 目的：公園 占用面積：1,515. 74 m ² 工作物：小動物遊具、砂場、藤棚、ベンチ等		
4.許可の経緯	<当初許可> 昭和 47 年 7 月 6 日 <前回更新許可> 平成 22 年 4 月 9 日 <許可期限> 平成 27 年 3 月 31 日		
5.現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり	7.保全利用 委員会による 参考意見	
6.河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)		8.処理	

<補足>・A4 横書き 1 枚程度 ・処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み（1.～5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成

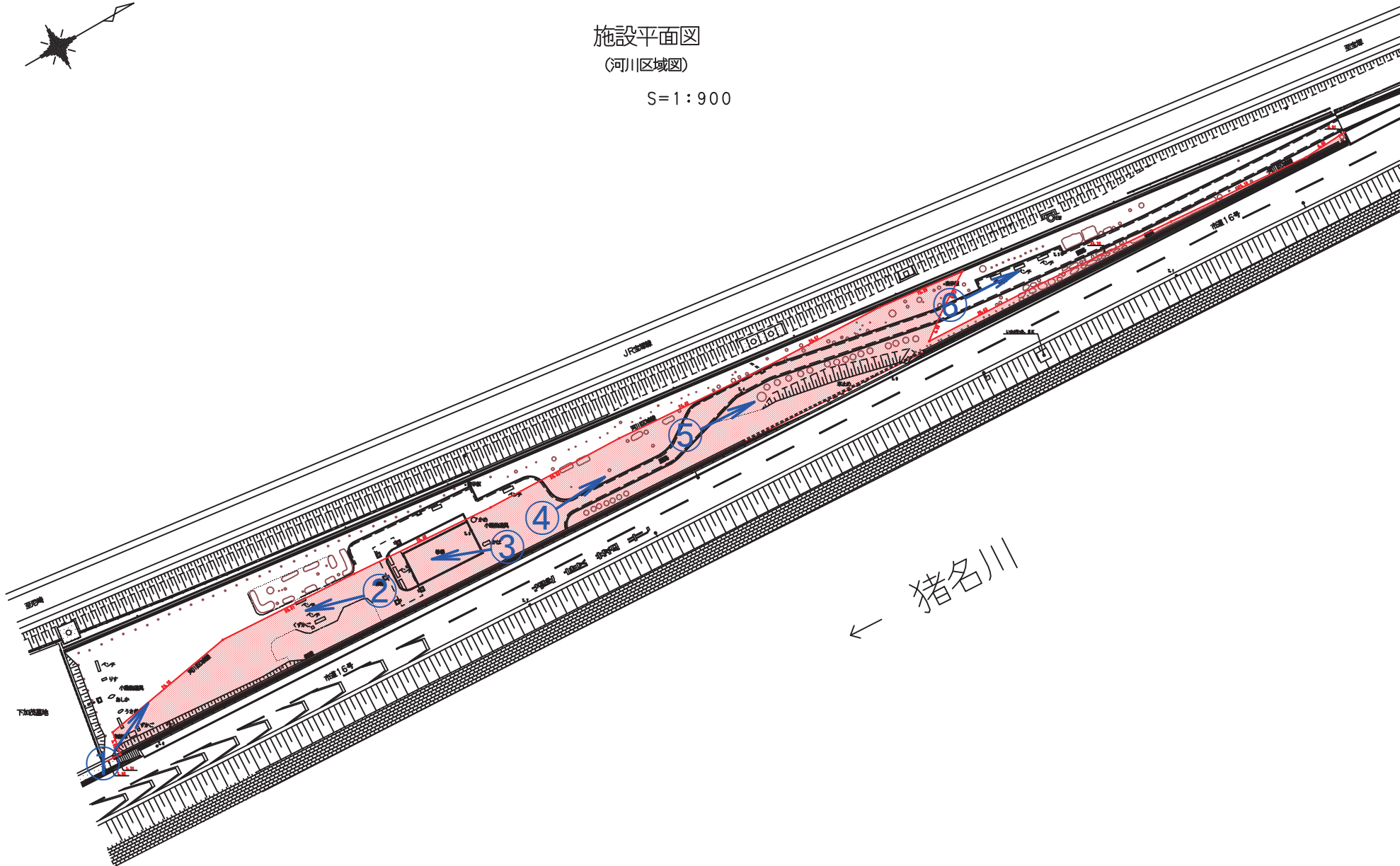
・処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で 7.が埋まる ・事後に河川管理者が 8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存



施設平面図

(河川区域図)

S=1:900



下加茂公園現況写真

①



②



③



④



⑤



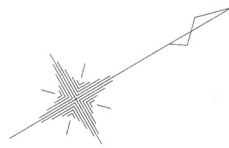
⑥



取り組み状況報告書 下加茂公園（川西市）

【更新時：申請者用】

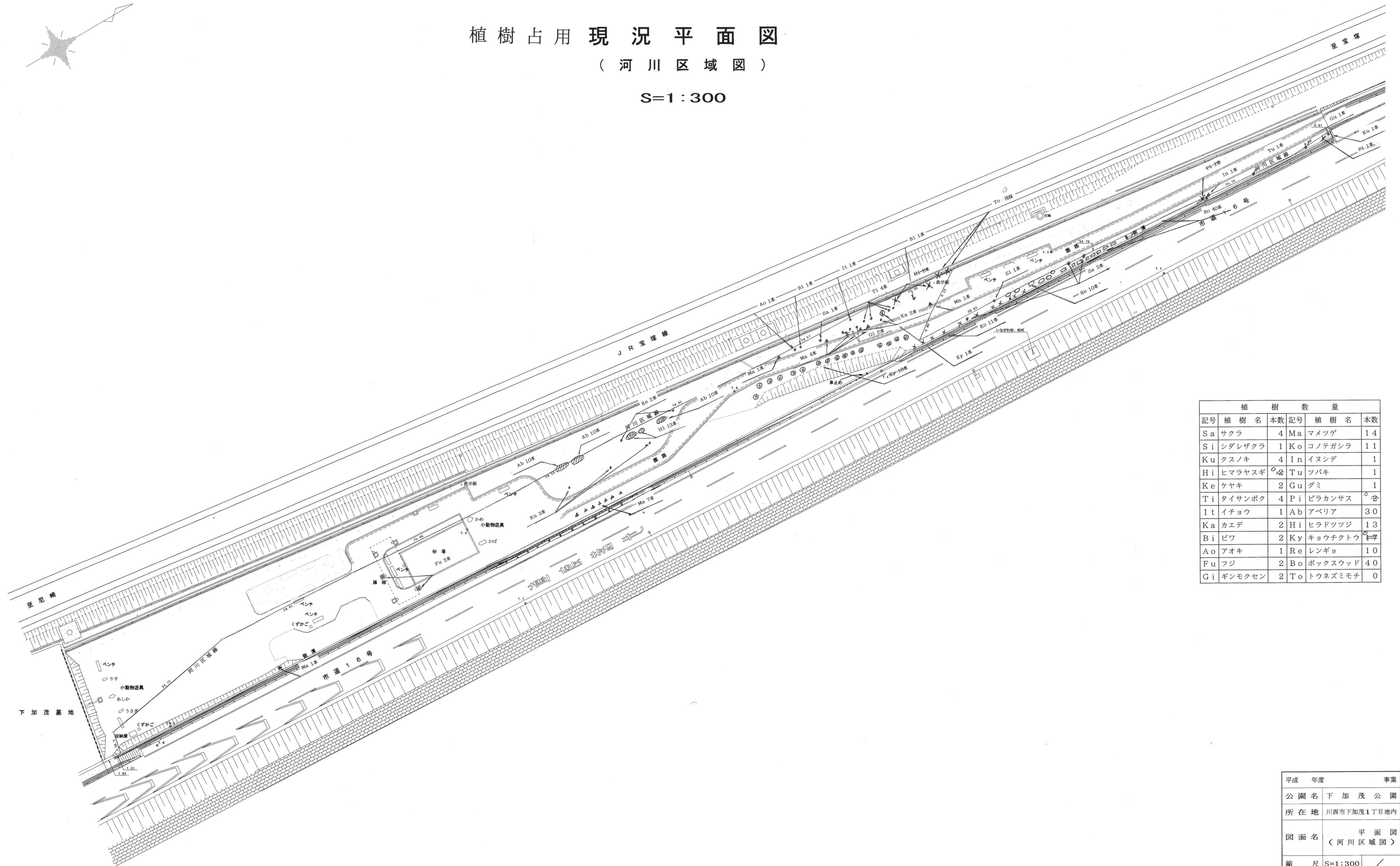
委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
・環境に影響を与えるおそれのある外来種を植栽している、あるいは外来種が生育している場合には伐採をお願いしたい。 ・また、植栽する場合には、河川にふさわしい樹種を植栽することが望ましい。 （H22.2.18 更新審議時の委員会意見）	・年3回の刈払機による除草とは別に当公園については、年1回程度外来種の伐採・除草を行っている。しかし公園利用者の安全面又周辺の生物にも影響を及ぼす可能性があるため、除草剤を使用することができず除根までは至っていない。今後も引き続き外来種の伐採・除草を定期的に行う。 ・当公園は道路より下がっていて見晴らしが悪いため、新たに植栽を行う予定は無い。しかし、今後植栽を入れ替える際には、河川にふさわしい樹種を植栽する。	
次回、更新時には植栽の種類等の状況について報告願いたい。 （H22.2.18 更新審議時の委員会意見）	植栽の種類については、別添のとおり報告する。	
・生物多様性保全のため、外来種伐採を進めていただきたい。 ・種類の特定制などについては、委員の協力も仰いで進めていただきたい。 （H25.2.15 中間報告時の委員会意見）	・上述のとおり、定期的に外来種の伐採を行う。 ・種類の特定制等については、外来種の知識を持った職員が年1回程度、現地確認を行い外来種の伐採・除草を行っている。今後も委員の意見も聞きながら伐採・除草等進めていきたい。	



植樹占用現況平面図

(河川区域図)

S=1:300

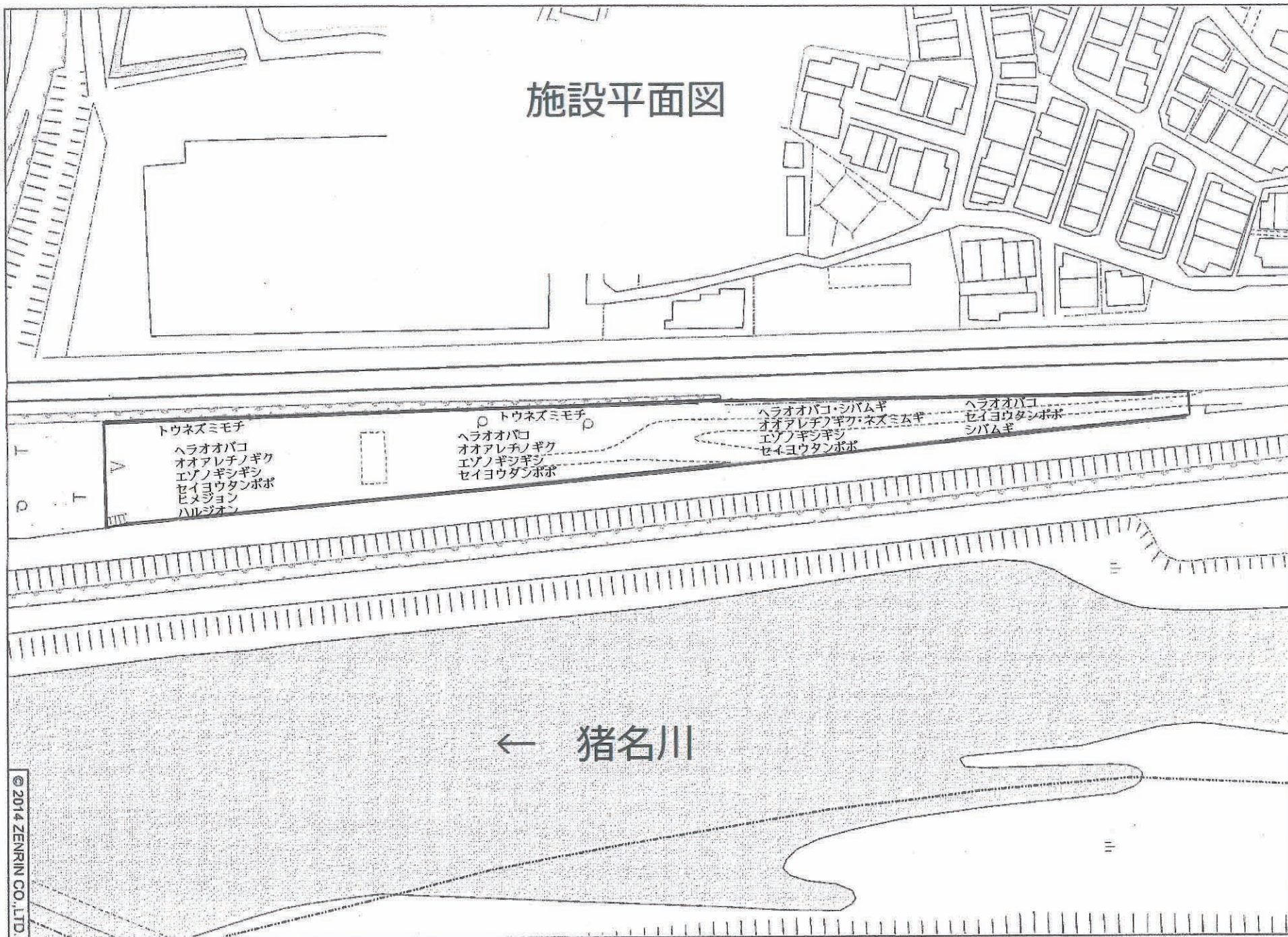


植 樹 数 量					
記号	植 樹 名	本数	記号	植 樹 名	本数
Sa	サクラ	4	Ma	マメツゲ	14
Si	シダレザクラ	1	Ko	コノテガシラ	11
Ku	クスノキ	4	In	イヌシデ	1
Hi	ヒマラヤスギ	1	Tu	ツバキ	1
Ke	ケヤキ	2	Gu	グミ	1
Ti	タイサンボク	4	Pi	ピラカンサス	1
It	イチヨウ	1	Ab	アベリア	30
Ka	カエデ	2	Hi	ヒラドツツジ	13
Bi	ビワ	2	Ky	キョウチクトウ	1
Ao	アオキ	1	Re	レンギョ	10
Fu	フジ	2	Bo	ボックスウッド	40
Gi	ギンモクセン	2	To	トウネズミモチ	0

平成	年度	事業
公園名	下加茂公園	
所在地	川西市下加茂1丁目地内	
図面名	平面図 (河川区域図)	
縮尺	S=1:300	/
課長	主幹	設計 照査 製図
兵庫県川西市役所		

計画機関 川西市土木部土木政策室水と緑の推進課

施設平面図



個別占用案件のカルテ（許可更新）

猪名川第 1・第 2 運動公園（伊丹市）

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8k+60m～8.0k
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------

1. 施設の概要

(占有者作成)

位置図	 Yahoo!地図		現況写真	 上流側からの全景 6月25日撮影 下流側からの全景 6月25日撮影		
現在の利用形態	グラウンド2面					
占用面積	15, 803. 72㎡		付帯施設等	バックネット(可搬式)2基、ベンチ(可搬式)2基 くずかご無し		
許可の経緯	<当初許可> 昭和52年1月31日 <前回更新許可>平成22年4月1日 <許可期限> 平成27年3月31日		利用者数	平成21年度 76, 660人 平成22年度 51, 050人 平成23年度 41, 825人		
堤内地・堤外地	堤内地 堤外地		団体数	平成24年度 43, 950人 平成25年度 19, 070人		
周辺の土地利用の状況	・堤外地は、猪名川河川敷緑地として位置づけられている。 ・占用範囲と、河川側との間は雑草が茂っている状態となっている。 ・上流側(北部)に川西市が占有している東久代公園が隣接している。 ・下流側は、軍行橋と隣接しており、橋の下流には当市が占有している猪名川テニスコートがある。 ・隣接する堤内地は準工業地域となっており、工場等の関係施設の密接や、近隣にイオンモールがある。					
関連諸計画における占用地の位置付け	・総合計画では、水路、河川、池、緑地、緑道、ビオトープ等についてそのネットワーク化を推進するとともに多様な生き物の生息や生育に配慮した整備と、維持管理に努めるとしている。 ・みどりの基本計画では、東部グリーンラインを緑地や、緑道、河川、街路樹、街角広場で連続し、生物多様性に、配慮した管理を充実することで、生態系ネットワークの形成につとめるとしている。 ・地域防災計画では、一次避難所として位置づけている。					
その他特記事項	・昭和52年1月31日(10, 116. 72㎡)及び、昭和55年3月17日(5, 686. 9㎡)に占用許可をいただき以来、伊丹市民のスポーツ活動の場として、少年野球、一般軟式野球に多くの市民が利用している。 ・平成25年9月15日におきた台風の影響で冠水し、国からの補助を得て、平成26年6月に復旧した。 ・平成26年6月に復旧したにもかかわらず平成26年8月9日、10日の台風11号により再びグラウンドが冠水し、使用不可能となる。					

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8K+60m～8.0K
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占有の 必要性	(代替性) 本市の市民スポーツの活動の場として市の屋外体育施設全体面積85, 959㎡の内当運動公園を含む河川敷占用範囲面積は57, 477㎡で全体の66. 9%を占めていることから、河川敷に代わる施設は本市として考えていけない状況となっている。		
	(必要性) 本市においては市民スポーツの場として、市内各所に体育施設を設置し、体力の向上や健康づくりを図り、市民福祉の向上に努めている。伊丹市は、東西南北5km、2, 497K ㎡と近隣市に比べ面積が小さな市となっております。そういう関係からこれ以上の運動施設の設置するのは難しい状態であった。 そのような状況の中、猪名川河川敷を野球等のスポーツができるスペースとして活用したいという要望が多く多くの市民から寄せられ、昭和52年より市民のスポーツを行う場所として、猪名川河川敷を占有している。 以来37年間ここで少年野球をしていた選手が、日本を、または、大リーグを代表するプロ野球選手として活躍しているなど、本市にとって貴重な運動公園としてなっている。 また、河川敷を自然とふれあえる場、災害時の防災利用や水辺のレクリエーションの場として共用している。		
	管理状況		
	利用状況		
前回審議の 意見	別紙のとおり	前回審議 意見の対応	別紙のとおり
	環境保全に 向けて申請 者の取組み		
安全への配慮	運動場から雑草地へ入らないよう「きけん」の看板を立てて、水難事故等が無いよう注意を促している。		

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8K+60m～8.0K
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------

3. 占用内容の変更

(占用者作成)

変更前の占用 内容			変更後の 占用内容	
変更要望の内 容				
内容変更の 必要性				
変更の規模	m ²			
変更場所 の範囲図		管理体制		
占用内容 変更による 河川環境への 影響				
占用内容変更 後における 環境保全に向 けて申請者の 取り組み				
その他 特記事項				

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7. 8k+60m～8. 0k
----	--	------	-----	------	-----	----	--------------------

4. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		- 当該占用地は猪名川下流部に位置し、水域は早瀬・平瀬・淵・ワンド・水たまりなどの河床型から構成されている。底質の大半は礫・砂礫によって占められている。 - 植生は、河岸の大部分はツルヨシ群集によって占められており、場所によりオギ群落やジャナギ・アカメヤナギ群集が発達している。植物の重要種は、カワヂシャ、ゴキヅルの2種が確認されている。 - 鳥類は、オギ群落やツルヨシ群落などの高茎草地およびその周辺ではオオヨシキリ、河畔林周辺ではツバメ、水域ではカワウが多い。重要種は、カワウ・コチドリ・オオヨシキリ・セッカ・イカルチドリ・イソシギ・カワセミ・ノビタキが確認されている。 - 両生類・爬虫類・哺乳類は、水際には、ヌマガエル・ウシガエル・ミシシippアカミガメ・ヌートリア・イタチ属、低茎草地でニホンマムシ、オギ群落などの高茎草地ではカヤネズミ(巢)・アマガエル・ニホンカナヘビが確認されたほか、ヒナコウモリ科の一種が確認されている。重要種は、カヤネズミが確認されている。 - 魚類は、早瀬や平瀬が発達することに対応して、比較的流れのある環境を好むオイカワ・カワムツ・カワヨシノボリの個体数が多い。さらに、多くないものの水産上重要種であるアユの生息も確認されている。重要種は、ヤリタナゴ・アブラハヤ・タモロコ・カマツカ・コウライモロコ・ギギ・ミナメダカ・ドンコ・ウキゴリが確認されている。 - 底生動物は、アメリカツノウズムシ・カワリヌマエビ属・ウデマガリコカゲロウ・オオシマトビケラ・アシマダラプユ属などの個体数が多く、概ね河川中流～下流域でみられる底生動物相となっている。重要種は、モノアラガイ・ヨコミズドロマシが確認されている。 - 陸上昆虫類は、バッタ類・カメムシ類・シロチョウ類(モンシロチョウ・モンキチョウなど)といった草地性の種が多い。さらに、河川敷に広がるオギ等の高茎草地ではシデムシ類(オオサカヒラタシデムシなど)が多くみられたほか、水際周辺ではギンヤンマ・コフキトンボ・オオシマトビケラなどの水域に依存するものも確認されている。重要種は、オオサカヒラタシデムシが確認されている。
自然環境上重要な場所		- 占用地の河岸沿いに分布するオギ群落・ツルヨシ群落などの高茎草地は、これらに依存するカヤネズミ(哺乳類)・オオヨシキリ(鳥類)・ノビタキ(鳥類)・オオサカヒラタシデムシ(昆虫類)の重要な生息地となっている。 - 礫河原の裸地は、イカルチドリ(鳥類)・イソシギ(鳥類)の生息環境として重要である。 - ワンド・水たまりなどの閉鎖的な水域では、ミナメダカ(魚類)・タモロコ(魚類)などの止水域を好む重要種の生息場所となることが多いほか、ヤリタナゴ(魚類)の産卵母貝となるイシガイ科二枚貝の生息場所となっている可能性がある。 - 水際の攪乱を受けるような場所はカワヂシャ(植物)・ゴキヅル(植物)の生育環境として重要である。
水際の 状況	水域までの 距離	- 水域までの距離: 約35～65m - 水際際の大部分は礫の裸地、ツルヨシを中心とした大型抽水植物帯から成る。当該占用地から水際のまでは、イネ科などの小型陸生草本群落がみられるほか、ヤナギ類などの低木も散在する。
	水面との 高低差	約2～3m

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7. 8k+60m～8. 0k
----	--	------	-----	------	-----	----	--------------------

5. 占用許可期間の更新、占用内容の変更についての意見
(委員会作成)

- 平成 26 年度第 1 回河川保全利用委員会での意見（平成 26 年 9 月 12 日）
- A)刈草の処理を適切に行うこと。刈草をそのまま放置するとその下の植物が育たない。

B) 市役所内の環境部局等と連携して管理を進めていただきたい。

C)川とふれあうことを促進してほしい。

6. 河川管理者の判断
(河川管理者)

番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7.8K+60m～8.0K
----	--	------	-----	------	-----	----	------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成) H26. 8. 22 撮影

上空写真(平成 21 年度撮影)



① 占用区域全景(下流端から上流をのぞむ)



② 占用区域全景(上流端から下流をのぞむ)



③平成 26 年 8 月 10 日 出水状況



④看板(河川占用標示板)



番号		占用目的	運動場	許可受者	伊丹市	場所	右岸 7. 8K+60m～8. 0K
----	--	------	-----	------	-----	----	--------------------

【参考】 委員会の審議内容に関わる現況写真

(委員会事務局作成) H26. 8. 22 撮影

⑤看板（グラウンド利用について）



⑥看板（駐車場についての注意）



⑦看板（危険喚起）



⑧看板（河川保全の取り組み）



⑨グラウンド被災状況



⑩グラウンド被災状況



⑪水際の植生(その1)



⑫水際の植生(その2)



前回審議の意見

【審議での指摘事項】（平成 21 年度 第 2 回委員会 平成 22 年 2 月 18 日）

1. グラウンドを主体とした利用であっても、環境教育としての利用、周辺部の植生の管理等、川らしい利用のあり方についても検討いただきたい。
2. スポーツを主体とした利用者にも、自然や社会貢献、河川環境に関する意識を高めるための利用方法についても検討していただきたい。そのためには、川とふれあうことの工夫なども考えていただきたい。
3. 占用地周辺の環境を改善するという意識を利用者がもつような働きかけをお願いしたい。
4. 申請者による今後の取り組みとして記載されているような、自然とふれあう場としての利用について、具体的に実施できるようにお願いしたい。

【審議での指摘事項に対する回答】（平成 24 年度 第 1 回委員会 平成 25 年 2 月 15 日）

1. 市内の一部の小学校で、3年生の児童を対象として、環境体験事業を実施しており、自然や水辺の生き物の観察を実施している。
2. スポーツ施設の利用者を対象として、ゴミの持ち帰り等、利用マナーの向上や、草地の保全等、自然環境に対しての配慮を呼びかけている。
3. 市内一斉清掃を実施する際に、猪名川第1・第2運動公園の清掃も実施し、環境改善を意識していただけるよう努めている。
4. 市立昆虫館が、友の会と共催し、定期的に昆虫や植物の生物調査や観察会、また、猪名川クリーン作戦を実施しており、今後も継続していく。

【中間報告での指摘事項】（平成 24 年度 第 1 回委員会 平成 25 年 2 月 15 日）

1. レキ河原が整備されている左岸側も生き物観察に適しているので、左右岸とも利用すればより効果的と思う。
2. 小学生の環境体験学習や、市立昆虫館の取り組みなど、スポーツ利用者への働きかけなど、占用者も積極的に働きかけ等を行ってほしい。

前回審議の意見の対応

1. 出水によって河川状況は変化するため現地を確認しながら、どのようにすれば生き物の観察に適した環境になるのか、昆虫館の学芸員等の意見を聞き、また河川管理者とも相談して市の対応策を考えていく。
2. 環境についての取り組みを進めるにあたり、猪名川河川事務所から紹介をいただいた猪名川河川レンジャーの方々と連携を行い、カワラナデシコ、カワラマツバなどの在来種の保護や外来植物による問題などの講座を利用者対象に開催し、河川敷本来の植物の保護に努めたい。
3. 市立昆虫館が定期的に観察をしている取り組みに同行する予定であり、また、学校の環境体験会にスポーツ振興課職員も参加したいと考えている。まずは職員が学習することで知識を深め、積極的にスポーツ利用者にも呼びかけを行っていきたい。

■河川保全利用チェックリスト／その1

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
生物多様性の保全・再	生物多様性への配慮 A	施設周辺への配慮 A-1	<u>施設周辺の生物多様性が保全されているか</u> ○：保全されている △：どちらともいえない ×：保全されていない	△	みどり公園課と連携しながら外来種対策に取り組む	△	伊丹市環境部局、河川管理者、その他団体とも連携して、環境保全に取り組まれない。	市役所内の環境整備部局と連携して管理を進めていただきたい。
		横断方向の連続性 A-2	<u>施設の横断方向の生態系の連続性が確保されているか</u> ○：連続性が確保されている △：どちらともいえない ×：分断されている	△	占用地の一部は自然の形を残している。	△	伊丹市環境部局、河川管理者、その他団体とも連携して、環境保全に取り組まれない。	市役所内の環境整備部局と連携して管理を進めていただきたい。
		工作物への配慮 A-3	<u>舗装等を行う場合に、生物多様性に配慮した構造になっているか</u> ○：配慮されている △：どちらともいえない ×：配慮されていない －：該当する工作物がない	－	舗装等は実施していない。	－	該当工作物(舗装)なし。	
	環境意識の啓発 B	環境保全への啓発対策 B-1	<u>環境保全に関する啓発看板の設置等の対策を施しているか</u> ○：実績又は計画が妥当である △：計画又は計画がやや妥当性にかける ×：特に実施していない	△	猪名川河川レンジャーの方々と連携して、啓発活動を行う計画がある。	△	他の団体と連携して、利用者に対する啓発活動に取り組まれない。	
		河川愛護活動 B-2	<u>環境保全に向けての河川愛護などの取り組みを行っているか</u> ○：実績又は計画が妥当である △：計画又は計画がやや妥当性にかける ×：特に実施していない	△	年に一度に伊丹市を上げて河川の一斉清掃を実施している。	△	清掃だけでなく、環境保全に向けた取り組みについても記載されたい。	川のふれあいを促進してほしい。

■河川保全利用チェックリスト／その2

項目 (位置付け)	細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
川の 利用と責任 C	利用形態	川とのふれあい C-1	利用者が川とふれあう(親水・自然観察等)ことが可能な施設か ○: 川とふれあう施設である △: どちらともいえない ×: 川とふれあう施設ではない	×	右岸側は茂みがあり危険な状態であるため。	×	河岸状況は変化しやすいため、河川管理者と連携して取り組んでいただきたい。	
	利用者・利用ルール	利用状況の把握 C-2	施設の利用者数(時刻、曜日、季節など)を把握しているか ○: 把握している △: ある程度の推定はできる ×: 把握していない	○	毎年報告を行っている。	○	毎年、利用者数の報告あり。	
		利用上のルール C-3	利用上のルール(ゴミ処理方法など)を定めているか ○: 定めている △: 定めているが不十分 ×: 定めていない	○	くずかごを設置せず各自で持ち帰る	○	カルテ、及び現地にて利用状況を確認。	
		利用者への明示 C-4	利用に関するルール、注意事項、緊急時の連絡先をわかりやすい場所に看板等で利用者へ明示しているか ○: 明示している △: 一部明示している ×: 明示していない	○	看板等で明示している。	○	現地にて利用状況を確認。	
		公共性の担保 C-5	設置する施設は、広く一般の用に供することが可能で、申請者や一部の利用者、団体だけに限られる排他・独占的な利用はないか ○: 排他・独占的な利用はない △: どちらともいえない、不明 ×: 排他・独占的な利用がある	○	第1グラウンドは希望日が重複した時は抽選により決めている。 第2グラウンドは少年野球連盟が優先使用。開いている日は一般利用。	○	カルテにて利用状況を確認。	
	駐車場	利用方法や管理体制への配慮 C-6	駐車場を利用する車と一般の河川利用者、近隣住民間に交通事故やトラブルが生じないよう、通行経路や利用方法、管理体制に配慮しているか ○: 十分配慮している △: 配慮しているが不十分 ×: 配慮が全く不足している、無配慮 ―: 駐車場はない	―	駐車場は無い。	―	駐車場は無い。	
		設置のための検討の有無 C-7	駐車場の設置要望がある場合は、出入時の動線、安全対策、不法進入対策、管理体制、自然環境への影響など、詳細な検討をしているか ○: 十分検討している △: 検討しているが不十分、現在検討中 ×: 検討が全く不足している、未検討 ―: 設置の要望や計画がない	△	要望はあるが現在検討中。	△	調整が必要と思われる。	

■河川保全利用チェックリスト／その3

項目 (位置付け)		細目 (整理番号)	内容	判定基準	申請者	(説明欄)	河川管理者	(説明欄)	委員会評価
施設の 維持管理 D	施設管理	管理体制 D-1	施設の <u>管理体制</u> を整備しているか (指定管理者制度等による管理者の明確化、管理事務所・詰所等がある 等)	○:整備されている △:一部整備、整備途上 ×:整備されていない	○	指定管理者により管理されている	○	カルテにて管理体制を確認。	
		管理計画 D-2	施設の <u>管理計画</u> は適正であるか	○:適正である △:一部改正の余地がある、改正中 ×:適正とはいえない、計画がない	○	指定管理者により管理されている	○	カルテにて管理体制を確認。	刈草の処理を適切に行うこと。刈草をそのまま放置するとその下の植物が育たない。
	不法占用	不法占用 対策 D-3	利用者などが許可なく用具 収納コンテナなどの <u>不法占 用物件を持ち込まないよう、 適正に管理</u> しているか	○:適正管理されている ×:不法占用の実態がある	○	指定管理者により管理されている	○	適正に管理されている。	

取り組み状況報告書 猪名川第1・第2運動公園（伊丹市）

【第2回審議用：申請者用】

第1回委員会の意見	取り組み（対応）状況	備考
A) 刈草の処理を適切に行うこと。刈草をそのまま放置するとその下の植物が育たない。	委員会での意見を受けて指定管理者に刈草の適切な処理について指導を行っている。	
B) 市役所内の環境整備部局と連携して管理を進めていただきたい。	みどり公園課や伊丹市昆虫館と管理を進めていくために、協議などを通じて連携を図っている。	
C) 川のふれあいを促進してほしい。	水辺にある貴重種・在来種などの植物については看板設置・チラシの配布などによって周知を図る。川の利用については河川管理者と協議しながら今後進めていきたい。	